

議案第 38 号

平成 27 年度北名古屋市公共下水道事業特別会計予算について

平成 27 年度北名古屋市公共下水道事業特別会計予算について議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

## 平成27年度北名古屋市公共下水道事業特別会計予算

平成27年度北名古屋市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,348,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長瀬 保

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		139,200
	1 分担金	1,200
	2 負担金	138,000
2 使用料及び手数料		282,678
	1 使用料	282,612
	2 手数料	66
3 国庫支出金		476,400
	1 国庫補助金	476,400
4 繰入金		630,707
	1 一般会計繰入金	630,707
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		28,115
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 預金利子	1
	3 雑入	28,014
7 市債		789,900
	1 市債	789,900
歳入合計		2,348,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		366,732
	1 総務管理費	366,732
2 下水道建設費		1,503,484
	1 下水道建設費	1,503,484
3 公債費		475,784
	1 公債費	475,784
4 諸支出金		1,000
	1 繰出金	1,000
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,348,000

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
尾張土地開発公社の債務に対する保証 (片場ポンプ場用地取得事業)	平成27年度から 平成32年度まで	千円 172,976
片場ポンプ場用地取得事業 (尾張土地開発公社が北名古屋市の委託により 取得した用地の買収事業)	平成28年度から 平成32年度まで	172,976

## 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 777,600	普通貸借 又は 証券発行	2.5% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金、地方 公共団体 金融機構 資金及び 銀行等引 受資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 利率見直 し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業	12,300			
合計	789,900			